

## 令和5年度 介護サービス事業者実地指導提出資料

### 自主点検表5 介護予防通所介護相当サービス

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
連絡先	電話： <span style="float: right;">FAX：</span> Eメール：
記入年月日	令和 年 月 日

R5.4.1版

#### 自主点検表記入要領

- (1) 「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。
- (2) 「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)

#### 自主点検における留意事項

- (1) 毎年定期的 to 実施し、項目ごとの基準を確認してください。
- (2) 事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

## 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
要綱	久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年3月31日告示第165号）
実施要綱	久喜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月29日告示第149号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27厚告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
令3老認0319-2	介護保険法規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年3月19日老認発0319第2号 厚生省老健局認知施策・地域介護推進課長通知）
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
令和3厚告72	介護保険法規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）
令和3老認0319-3	介護保険法規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）

## 自主点検表目次

項目	内容	ページ
第1	一般原則	5
第2	基本方針	5
1	介護予防通所介護相当サービスの基本方針	5
第3	人員に関する基準	5
	(用語の定義)	5
1	生活相談員	6
2	看護職員	7
3	介護職員	8
4	機能訓練指導員	8
5	常勤職員の配置	8
6	管理者	9
第4	設備に関する基準	9
1	設備及び備品等	9
2	食堂及び機能訓練室	9
3	相談室	9
4	宿泊サービスを提供する場合	10
第5	運営に関する基準	10
1	内容並びに手続きの説明及び同意	10
2	提供拒否の禁止	10
3	サービス提供困難時の対応	10
4	受給資格等の確認	10
5	要介護認定等の申請に係る援助	10
6	心身の状況等の把握	10
7	居宅介護支援事業者等との連携	10
8	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	11
9	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	11
10	居宅サービス計画等の変更の援助	11
11	サービスの提供の記録	11
12	利用料等の受領	11
13	保険給付の請求のための証明書の交付	13
14	指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針	13
15	指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針	13
16	指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって留意すべき事項	14
17	安全管理体制等の確保	14
18	利用者に関する市への通知	14
19	緊急時等の対応	15
20	管理者の責務	15
21	運営規程	15
22	勤務体制の確保	15
	(ハラスメント防止)	16
23	業務継続計画の策定等	17
24	定員の遵守	18

	内容	ページ
25	非常災害対策	18
26	衛生管理等	18
27	掲示	20
28	秘密保持等	20
29	広告	20
30	不当な働きかけの禁止	20
31	介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者事業者に対する利益供与等の禁止	20
32	苦情処理	20
33	地域との連携等	21
34	事故発生時の対応	21
35	虐待の防止	21
36	会計の区分	23
37	記録の整備	23
	(電磁的記録)	23
38	介護職員等による喀痰吸引等について	25
第6	変更の届出等	26
1	変更の届出等	26
第7	介護給付費の算定及び取扱い	26
1	基本的事項	26
2	定員超過又は人員基準欠如	27
3	若年性認知症利用者受入加算	28
4	同一建物等に居住する利用者に対する取扱い	28
5	生活機能向上グループ活動加算	28
6	運動器機能向上加算	30
7	栄養アセスメント加算	31
8	栄養改善加算	32
9	口腔機能向上加算	34
10	選択的サービス複数実施加算	36
11	事業所評価加算	36
12	サービス提供体制強化加算	37
13	生活機能向上連携加算	38
14	口腔・栄養スクリーニング加算	40
15	科学的介護推進体制加算	41
16	介護職員処遇改善加算	42
17	介護職員等特定処遇改善加算	43
18	介護職員等ベースアップ等支援加算	44
第8	その他	44
1	サービス利用前の健康診断書の提出	44
2	介護サービス情報の公表	45
3	法令遵守等の業務管理体制の整備	45

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
<b>第1 一般原則</b>			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	要綱 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の第1号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	要綱 第3条第2項
	③ 指定第1合事業のサービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。※「科学的介護情報システム」(LIFE)の活用	いる いない	要綱 第3条第3項
	④ 法人の役員及び事業所の従業員が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか	いない いる	要綱第3条 第4項第2号
<b>第2 基本方針</b>			
1 介護予防通所介護相当サービスの基本方針	介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっています。	いる いない	要綱 第51条
<b>第3 人員に関する基準</b>			
(用語の定義)	<p>※ 「常勤」(用語の定義)</p> <p>当該事業所における勤務時間(同一敷地内にある他の事業所において、指定介護予防通所介護相当サービス以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。)が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と介護予防通所介護相当サービスの管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p> <p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の定義)</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(介護予防通所介護相当サービスについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>ただし、介護予防通所介護相当サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。</p>		<p>準用(平11老企25第2の2(3))</p> <p>準用(平11老企25第2の2(4))</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・(用語の定義)	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義)          当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。          この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が介護予防通所介護相当サービスと訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。          ただし母性健康管理措置、育児・介護休業により所定労働時間の短縮等の措置がされている場合、30時間以上の勤務で常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものととして、1として取り扱えます。</p> <p>※ 指定介護予防通所介護相当サービスの単位とは、同時に、一体的に提供されるサービスをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。          ア 介護予防通所介護相当サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合          イ 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合          また、利用者ごとに策定した介護予防通所介護相当サービス計画に位置付けられた内容のサービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対してサービスを行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p> <p>※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業者の員数は問いません。</p> <p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定介護予防通所介護相当サービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。          従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対してサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対してサービスを提供する場合であって、それぞれの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、2単位となり、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※ 同一事業所で複数の単位の指定介護予防通所介護相当サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。</p>		<p>準用(平11老企25第2の2(1))</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(1)①)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(1)③)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(1)⑦)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(1)⑧)</p>
1 生活相談員	<p>① サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p>※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。</p> <p>ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者          ① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者          ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者          ③ 社会福祉士          ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者          ⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者(精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者)          イ これと同等以上の能力を有すると認められる者</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱 第52条第1号</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(2))</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 「当該サービスを提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。</p> <p>例えば、1単位の指定介護予防通所介護相当サービスを実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定介護予防通所介護相当サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>※ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定介護予防通所介護相当サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間</li> <li>・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間</li> <li>・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が、生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。</li> </ul> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p> <p>② 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録していますか。</p>		<p>準用（平11老企25第3の6の1(1)④）</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）問49.1</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）問49.2</p>
2 看護職員	<p>① 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>② 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者を確保していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師</li> <li>・ 准看護師</li> </ul> <p>※ 看護職員については、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下のとおりです。</p> <p>ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者により確保する場合、提供時間帯を通じて、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定介護予防通所介護相当サービス事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。</p> <p>イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合、看護職員が指定介護予防通所介護相当サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定介護予防通所介護相当サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとします。</p> <p>「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。</p> <p>この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第52条第1項第2号</p> <p>準用（平11老企25第3の6の1(1)⑥）</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）問50</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
3 介護職員	<p>① 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に1を加えた数以上確保していますか。</p> <p>※ 提供単位時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。 (確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 15 人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数</li> <li>利用者数 16 人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15) ÷5＋1) × 平均提供時間数</li> </ul> <p>※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例) 利用者数 18 人、平均提供時間数を 5 時間とした場合  <math>(18-15) \div 5 + 1 = 1.6</math> 5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保  <math>\therefore</math> 勤務延時間数 <math>1.6 \times 5 = 8</math> 時間</p> </div>	いる いない	要綱 第 52 条第 1 項第 3 号
			準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 1 (1) ⑤)
	<p>② 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに介護職員を常時 1 人以上、従事させていますか。</p> <p>※ 介護職員については、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに常時 1 名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。</p> <p>※ 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができることから、例えば複数の指定介護予防通所介護相当サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に 1 名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p>	いる いない	要綱 第 52 条第 3 項
		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 1 (1) ⑤)	
4 機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を 1 以上配置していますか。	いる いない	要綱第 52 条 第 1 項第 4 号
	※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。		要綱 第 52 条第 6 項
	<p>② 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 理学療法士</li> <li>イ 作業療法士</li> <li>ウ 言語聴覚士</li> <li>エ 看護職員</li> <li>オ 柔道整復師</li> <li>カ あん摩マッサージ指圧師</li> <li>キ はり師</li> <li>ク きゅう師</li> </ul> <p>※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>※ ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>	いる いない	準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 1 (3))
4 常勤職員の配置	生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤となっていますか。	いる いない	要綱 第 52 条第 7 項



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
6 管理者	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第53条第1項 (第6条第1項準用)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の1(4)、第3の1の1(3)準用)</p>
<b>第4 設備に関する基準</b>			
1 設備及び備品等	<p>① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>② 設備は、専ら指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの(鍵付キャビネット等)が望ましいです。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第54条第1項</p> <p>要綱第54条第3項</p>
2 食堂及び機能訓練室	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員(事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 狭隘(きょうあい)な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、指定介護予防通所介護相当サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能です。</p> <p>ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあつては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。</p> <p>イ 当該部屋等において、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>ロ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</p> <p>※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。</p> <p>なお、設備を共用する場合、基準条例において指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第54条第2項第1号</p> <p>準用(平11老企25第3の6の2(2))</p> <p>要綱第54条第3項</p> <p>準用(平11老企25第3の6の2(4))</p>
3 相談室	<p>相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p>※ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保してください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第54条第2項第2号</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
4 宿泊サービスを提供する場合	指定介護予防通所介護相当サービスの提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長（高齢者福祉課）に届け出ていますか。	いる いない	要綱 第54条第4項
<b>第5 運営に関する基準</b>			
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</p> <p>※ 同意は、利用者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p>	いる いない	要綱第64条 （第8条第1項準用）
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	いない いる	要綱第64条 （第9条準用）
3 サービス提供困難時の対応	通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない 事例なし	要綱第64条 （第10条準用）
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない 事例なし</p>	<p>要綱第64条 （第11条第1項準用）</p> <p>要綱第64条 （第11条第2項準用）</p>
5 要介護認定等の申請に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の判定を受けていない利用申込者に対しては、要支援認定申請又は基準該当状態の判定が既に行われているかどうかを確認し、これらの申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>② 介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	<p>いる いない 事例なし</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第64条 （第12条第1項準用）</p> <p>要綱第64条 （第12条第2項準用）</p>
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	要綱第64条 （第13条準用）
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p>② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係るに対する情報の提供及び指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第64条 （第14条第1項準用）</p> <p>要綱 第64条（第14条 第2項準用）</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>サービスの提供の開始に際し、利用申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成を介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>(1) 当該利用申込者が介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていない場合</p> <p>(2) 当該利用申込者が介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているが、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが当該介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は当該第1号介護予防支援事業に係る介護予防ケアマネジメント計画の対象となっていない場合。</p> <p>また、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に関する情報を提供すること、その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。</p>	<p>いる いない 事例なし</p>	<p>要綱第64条 (第15条準用)</p>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第64条(第16条準用)</p>
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定介護予防通所介護相当サービス事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ 当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第64条(第17条準用)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(8)準用)</p>
11 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の介護予防サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。</p> <p>ア サービスの提供日、提供時間、提供者の氏名</p> <p>イ サービスの内容、送迎時間、利用者の心身の状況</p> <p>ウ 保険給付の額</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供していますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第64条(第19条第1項準用)</p> <p>準用(平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(10)①準用)</p>
12 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスについての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第55条第1項</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護相当サービスに係るサービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第55条第2項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 1 2 利用料等の受領	<p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである介護予防通所介護相当サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる介護予防通所介護相当サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定介護予防通所介護相当サービスの事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定介護予防通所介護相当サービスの事業の会計と区分していること。</p>		準用(平11老企25第3の6の3(1)、第3の1の3(11)②準用)
	<p>③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ウ おむつ代</p> <p>エ 指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用</p>	いる いない	要綱第55条第3項
	<p>[エの具体的範囲]</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族の選択により利用されるものとして、事業者が提供するもの等が想定されます。)</p> <p>② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用(事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるもので、すべての利用者又は入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することはできませんが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は該当します。)</p>		平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
	<p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>		準用(平11老企25第3の6の3(1)②)
	<p>④ ③ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる いない	要綱第55条第5項
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p>	いる いない	施行規則第65条の5(第65条準用)
	<p>⑥ ⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p>※ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者)の領収証には、医療費控除の額(介護保険対象分の自己負担額)及び介護予防支援事業者等の名称を記載してください。</p> <p>[参考] 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号、平成25年1月25日事務連絡)</p>	いる いない	施行規則第65条

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 1 2 利用料等の受領	<p>※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対面に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。</p> <p>医療系サービスを併せて利用しない通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の1割、2割又は3割が医療費控除の対象となります。</p> <p>この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の1割、2割又は3割）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。</p> <p>従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。</p>		
1 3 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる いない 事例なし	要綱第 64 条 (第 21 条準用)
1 4 指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針	① 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる いない	要綱 第 65 条第 1 項
	② 事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	いる いない	要綱 第 65 条第 2 項
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	いる いない	要綱 第 65 条第 3 項
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	いる いない	要綱 第 65 条第 4 項
	⑤ 事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	いる いない	要綱 第 65 条第 5 項
1 5 指定介護予防通所介護相当サービスの具体的な取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	いる いない	要綱 第 66 条第 1 項 第 1 号
	② 管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成していますか。	いる いない	要綱 第 66 条第 1 項 第 2 号
	③ 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成していますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 3 号
	④ 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 4 号
	⑤ 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 5 号
	⑥ サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 6 号
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 7 号
	⑧ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 8 号
	⑨ 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係	いる いない	要綱第 66 条 第 1 項第 9 号

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 15 指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針	る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。		
	⑩ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告していますか。	いる いない	要綱 第66条第1項第10号
	※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。		準用(平11 老企25 第4の3の6(2)⑤)
	⑪ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行っていますか。	いる いない	要綱第66条 第1項第11号
	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該通所介護相当サービス計画の変更を行ってください。		
16 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項	① サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。	いる いない	要綱 第67条第1項 第1号
	② 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、介護予防の観点から文献等において有効性が確認されていること等の適切なものとしていますか。	いる いない	要綱 第67条第1項 第2号
	③ サービスの提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	いる いない	要綱 第67条第1項 第3号
17 安全管理体制等の確保	① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	いる いない	要綱 第68条第1項
	② サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。	いる いない	要綱第68条第2項
	③ サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。	いる いない	要綱 第68条第3項
	④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	要綱 第68条第4項
18 利用者に関する市への通知	① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない	要綱第64条 (第23条第1号準用)
	② 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない	要綱第64条 (第23条第2号準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
19 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	要綱第64条 (第24条準用)
20 管理者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる いない	要綱第56条第1項
	② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	要綱第56条第2項
21 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員</p> <p>※ 「利用定員」とは、当該事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>オ 指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>※ 「指定介護予防通所介護相当サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を記載してください。</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定介護予防通所介護相当サービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>カ 通常の事業の実施地域</p> <p>※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>※ 利用者が指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。</p> <p>ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。</p> <p>サ その他運営に関する重要事項</p>	いる いない	要綱第57条
22 勤務体制の確保	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	いる いない	要綱第58条第1項
	※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		準用（平11老企25第3の6の3(5)①）
	② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。	いる いない	要綱第58条第2項
	※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。		
	※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。		準用（平11老企25第3の6の3(5)②）
	③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会（特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会）を確保するよう努める必要があります。	いる いない	要綱第58条第3項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 2.2 勤務体制の確保	<p>その際、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>また、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る）に対する義務付けは採用後1年を経過するまでに受講させていますか。（令和6年3月31日までの間は経過措置として努力義務）</p> <p>※ 義務付け対象外の者の具体例としては、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員に加え、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等です。</p>		準用（平11老企25第3の6の3(5)③、第3の2の3(6)③準用）
(ハラスメント防止)	<p>④ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p><b>事業主が講ずべき措置の具体的内容</b></p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となりました。</p> <p><b>事業主が講じることが望ましい取組について</b></p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、a～cが規定されています。</p> <p>a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>b 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>c 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱 第58条第4項</p> <p>令3老認0319-2 第1の四</p>



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 22 勤務体制の確保	<p>理職・職員向け) 研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p> <p>埼玉県では、「介護職員しっかり応援プロジェクト」の取組において、ハラスメントの研修等が行われていますので、活用してください。</p>		
23 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	いる いない	要綱 第58条の2第1項
	<p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>		令3老認0319-2 第1の五(2)
	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	いる いない	要綱 第58条の2第2項
	<p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>		令3老認0319-2 第1の五(3)
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		令3老認0319-2 第1の五(4)
<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが</p>	いる いない	要綱 第58条の2第3項  令3老認0319-2 第1の五(1)	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p>		
24 定員の遵守	<p>利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p>※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該指定通所介護における利用者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員の利用者数に含めます。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。詳細については後述する「20 ページ 定員超過又は人員基準欠如」をご参照下さい。</p>	いない いる	要綱第59条
25 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> <p>② ①の訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第60条第1項</p> <p>準用(平11老企25第3の6の3(7)①)</p> <p>要綱第60条第2項</p> <p>準用(平11老企25第3の6の3(7)②)</p>
26 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第61条第1項</p> <p>要綱第61条第2項</p> <p>令3老認0319-2第1の六</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 26 衛生管理等	<p>する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要があります。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>	いる いない	
	<p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	いる いない	
	<p>③ 衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意していますか。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	いる いない	準用（平11老企25第3の6の3(8)①）
27 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p>	いる いない	要綱第64条（第30条準用）

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 「サービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、当該事業所の運営規程の概要、介護職員等の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。</p> <p>※ 「事業所の見やすい場所」とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことを指します。</p> <p>※ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めません。</p> <p>※ 規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができます。</p>		<p>準用（平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(24)①準用）</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(24)②準用）</p>
28 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>いない いる</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第64条 (第31条第1項準用)</p> <p>要綱第64条 (第31条第2項準用)</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(25)②準用）</p> <p>要綱第64条 (第31条第3項準用)</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(25)③準用）</p>
29 広告	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p>	<p>いない いる</p>	<p>要綱第64条 (第32条準用)</p>
30 不当な働きかけの禁止	<p>事業者は、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要なサービスでないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。</p>	<p>いない いる</p>	<p>要綱第64条 (第32条の2準用)</p>
31 介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>いない いる</p>	<p>要綱第64条 (第33条準用)</p>
32 苦情処理	<p>① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。</p> <p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第64条 (第34条第1項準用)</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(28)①準用）</p> <p>要綱第64条 (第34条第2項準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 3 2 苦情処理	※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。		準用(平11老企25第3の6の3(13)、第3の1の3(28)②準用)
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない	要綱第64条 (第34条第3項準用)
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	いる いない	要綱第64条 (第34条第4項準用)
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない	要綱第64条 (第34条第5項準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる いない	要綱第64条 (第34条第6項準用)
3 3 地域との連携等	① 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない	いる いない	要綱第61条の2
	※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。		準用(平11老企25第3の6の3(9)①)
	② 事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する福祉に関する事業並びに地域住民の介護予防及び生活支援に関する活動に協力するよう努めていますか。	いる いない	
	③ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めていますか。	いる いない	
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者に介護予防通所介護相当サービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、要項第9条(準用)の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要支援者にもサービス提供を行わなければなりません		準用(平11老企25第3の6の3(9)③、第3の1の3(29)② 準用)
3 4 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる いない	要綱第62条第1項
	※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望まれます。		準用(平11老企25第3の6の3(10)①)
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる いない	要綱第62条第2項
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる いない	要綱第62条第3項
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。		準用(平11老企25第3の6の3(10)②)
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	いる いない	準用(平11老企25第3の6の3(10)③)
⑤ 夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。	いる いない	要綱第62条第4項	
3 5 虐待の防止	虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じる必要があります。		令3老認0319-2第1の九

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 35 虐待の 防止	<p><b>虐待の未然防止</b> 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p><b>虐待等の早期発見</b> 従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p><b>虐待等への迅速かつ適切な対応</b> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項（①～④）を実施するものとします。（令和6年3月31日までの間は、3年間の経過措置として努力義務）</p>		
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	いる いない	要綱 第62条の2第1項
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を守ってください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</li> <li>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</li> <li>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</li> <li>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</li> <li>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</li> <li>ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</li> </ul>		令3老認0319-2 第1の九(2)①
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	いる いない	要綱 第62条の2第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 35 虐待の 防止	※ 指針には次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		令3老認0319-2 第1の九(2)②
	③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っていますか。	いる いない	要綱 第62条の2第3項
	※ 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		令3老認0319-2 第1の九(2)③
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	いる いない	要綱 第62条の2第4項
	※ 事業所における虐待を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同じ従業員が務めることが望ましいです。		令3老認0319-2 第1の九(2)④
36 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	いる いない	要綱第64条 (第37条準用)
	※ 明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。		
	※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日老振発第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発第0329第1号)		準用(平11老企25 第3の6の3(13) 、第3の1の3(32) 準用)
37 記録の整備	① 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる いない	要綱第63条第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存していますか。  ア 介護予防通所介護相当サービス計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ※「その完了の日」とは、ア～カについては個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。カについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。	いる いない	要綱 第63条第2項
(電磁的記録等)	③ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関する	いる いない	要綱 第78条第1項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 37 記録の整備 (電磁的記録等)	<p>ものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(コンピューター)による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。</p> <p>※ 電磁的記録について</p> <p>イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャン等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ハ その他、基準第13条(令和3年厚生労働省告示第71号)において電磁的記録により行うことができるとされているものはイ及びロに準じた方法によること。</p> <p>ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		令和3老認0319-3第2-1(7)①
	④ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)を行っていますか。	いる いない	要綱第78条第2項
	<p>※ 電磁的方法とは</p> <p>(1)電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>居宅基準第8条</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>		令和3老認0319-3第2-1(7)②



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 37 記録の整備 (電磁的記録等)	<p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
<p>38 介護職員等による喀痰吸引等について</p> <p>以下、該当ある場合に回答</p>	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。</p> <p>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喀痰吸引等のパンフレット</li> <li>・ 喀痰吸引等の制度説明（概要）</li> </ul> <p>【検索方法】</p> <p>厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等パンフレット」及び「喀痰吸引等制度について」と入力し、該当するPDFファイルを選択。</p> <p>② 認定特定行為業務従事者について</p> <p>ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。</p> <p>イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 ____人</p> <p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について</p> <p>ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。）</p> <p>[ 業務開始年月日 平成 年 月 日 ]</p>	<p>該当 非該当</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3</p> <p>同法施行規則第26条の2、3</p> <p>平成23年11月11日社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知</p>



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>④ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。</p> <p>※ この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行いますが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定します。</p> <p>⑤ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>令和3老認0319-3第2-1(1)</p> <p>令和3厚告72三</p>
<p>2 定員超過又は人員基準欠如</p>	<p>利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合</p> <p>※ 【定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について】 利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定されます。</p> <p>※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。</p> <p>〔人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について〕</p> <p>ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。</p> <p>イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。</p> <p>ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が介護予防通所介護相当サービス費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(看護職員の算定式) サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数&lt;0.9</p> <p>(介護職員の算定式) 当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数&lt;0.9</p> </div> <p>エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が介護予防通所介護相当サービス費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72別表2イ注1</p> <p>平12厚告27第23号</p> <p>準用（平12老企36第2-7(22)②）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(22)③）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(22)⑤第二の7(5)）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(23)②）</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>(看護職員の算定式) 0. 9 ≤ サービス提供日に配置された延べ人数 ÷ サービス提供日数 &lt; 1. 0</p> <p>(介護職員の算定式) 0. 9 ≤ 当該月に配置された職員の勤務延時間数 ÷ 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 &lt; 1. 0</p>		
3 若年性認知症利用者受入加算	<p>受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき240単位を所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72別表2二</p> <p>令和3老認0319-3第2-3(4)（平12老企36第2-7(14)準用）</p>
4 同一建物等に居住する利用者等に対する取扱い	<p>通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、1月につき要支援1は376単位、要支援2は752単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該介護予防通所介護相当サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に介護予防通所介護相当サービス事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。</p> <p>具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該介護予防通所介護相当サービスとの間の往復の移動を介助した場合に限られます。</p> <p>ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について介護予防通所介護相当サービス計画に記載してください。</p> <p>また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72別表2イ注5</p> <p>令和3老認0319-33(1)（平12老企36第2-7(20)準用）</p>
5 生活機能向上グループ活動加算	<p>次のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位を加算していますか。</p> <p>① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していますか。</p> <p>② 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いない いる</p> <p>いない いる</p>	<p>令和3厚告72別表2ロ</p>
以下、該当ある場合に回答			

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 5 生活機能向上グループ活動加算	③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていますか。	いない いる	
	※ 同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、生活機能向上グループ活動加算は算定しません。		
	※ 生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。 集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。		令和3老認0319-3第2-3(2)
	※ 当該加算を算定する場合は、次のⅠからⅢまでを満たすことが必要です。		
	〔Ⅰ 生活機能向上グループ活動の準備〕 ① 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組んでいますか。	いる いない	
	(活動項目の例) ・家事関連活動 衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等 食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電子ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等 住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等 ・通信・記録関連活動 機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等）		
	② 一のグループの人数は、6人以下としていますか。	いる いない	
	〔Ⅱ 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定〕 介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次の③～⑩までに掲げる手順により行うものとします。		
	③ 当該利用者について次の事項を把握していますか。 (1) 要支援状態に至った理由と経緯 (2) 要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容 (3) 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと (4) 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容 (5) 近隣との交流の状況	いる いない	
	④ ③の把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得よう努めていますか。	いる いない	
⑤ ③を把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定していますか。	いる いない		
⑥ 到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定していますか。	いる いない		
⑦ 到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容としていますか。	いる いない		
⑧ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定していますか。	いる いない		
⑨ 当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援していますか。	いる いない		
⑩ 生活機能向上グループ活動の実施時間、実施頻度、実施期間は次のとおりとしていますか。 ・実施時間 利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間 ・実施頻度 1週につき1回以上 ・実施期間 おおむね3月以内	いる いない		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 5 生活機能向上グループ活動加算	⑪ 介護職員等は、上記の実施時間等について、当該利用者に説明し、同意を得ていますか。	いる いない	
	⑫ ①～⑩までの手順により得られた結果は、介護予防通所介護相当サービス計画に記録していますか。	いる いない	
	〔Ⅲ生活機能向上グループ活動の実施方法〕 ⑬ 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしていますか。	いる いない	
	⑭ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるような適切に支援を行っていますか。	いる いない	
	⑮ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録していますか。	いる いない	
	⑯ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行っていますか。	いる いない	
	⑰ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及びⅡの①で把握した、要支援状態の後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割、近隣との交流の状況等について確認していますか。	いる いない	
	⑱ その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告していますか。	いる いない	
	⑲ また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討していますか。	いる いない	
	⑳ その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直していますか。	いる いない	
6 運動器機能向上加算	<p>次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位を加算していますか。</p> <p>ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない通所介護相当サービス事業所であること。</p>	いる いない 該当なし	令和3厚告72 別表2ハ
以下、該当ある場合に回答	<p>※ 運動器機能向上サービスについては、次の①～⑦までに掲げるとおり実施してください。</p> <p>① 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していますか。</p>	いる いない	令和3老認0319-3 第2-3(3)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 6 運動器機能向上加算  以下、該当ある場合に回答	② 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定していますか。	いる いない	
	③ 長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合を図っていますか。	いる いない	
	④ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成していますか。	いる いない	
	⑤ 実施期間については、運動の種類によって異なるものの、概ね3月間程度としていますか。	いる いない	
	⑥ 作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ていますか。	いる いない	
	※ 運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護相当サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができます。		
	⑦ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供していますか。	いる いない	
	⑧ 提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。	いる いない	
	⑨ 運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正していますか。	いる いない	
	⑩ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていますか。	いる いない	
	⑪ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していますか。	いる いない	
	⑫ 介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされた場合に、①～⑪までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していますか。 ※ サービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はありません。	いる いない 該当なし	
7 栄養アセスメント加算  以下、該当ある場合に回答	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	令和3厚告72別表2ホ
	※ ただし、当該利用者が栄養改善加算（又は選択的サービス複数実施加算）の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しません。		
	① 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置していますか。	いる いない	令和3老認0319-3第2-3(5)（平12老企36第2-7(15)②準用）
② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「管理栄養士等」）が共同して3月に1回以上栄養アセスメントを実施していますか。	いる いない		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 7 栄養アセスメント加算  以下、該当ある場合に回答	※ 栄養アセスメントについては、イからニまでに掲げる手順により行い、あわせて利用者の体重については、1月毎に測定してください。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。		令和3老認0319-3第2-3(5)(平12老企36第2-7(15)③準用)
	③ ②の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。	いる いない	
	④ 利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理を適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	いる いない	
	※ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。		令和3老認0319-3第2-3(5)(平12老企36第2-7(15)⑤準用)
	⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	いない いる	平12厚告27第23号
	※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		令和3老認0319-3第2-3(5)(平12老企36第2-7(15)①準用)
	※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。		令和3老認0319-3第2-3(5)(平12老企36第2-7(15)④準用)
8 栄養改善加算  以下、該当ある場合に回答	次の①～⑤のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合に、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	令和3厚告72別表2へ
	※ 栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。		平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(平成24年3月16日)問131
	① 当該事業所の従業者として又は外部(他の介護事業所、(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。))又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。	いる いない	令和3老認0319-3第2-3(6)(平12老企36第2-7(16)準用)
	② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。	いる いない	
	③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。	いる いない	
	④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。	いる いない	
	⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	いない いる	平27厚告27第23号



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 8 栄養改善加算  以下、該当ある場合に回答	<p>〔栄養改善加算を算定できる利用者〕            栄養改善加算を算定できる利用者は、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>(1) BMIが18.5未満である者            (2) 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者            (3) 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者            (4) 食事摂取量が不良(75%以下)である者            (5) その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>※ なお、次のような問題を有する者については、上記(1)～(5)のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ 生活機能の低下の問題</li> <li>・ 褥瘡に関する問題</li> <li>・ 食欲の低下の問題</li> <li>・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）</li> </ul>	いる いない	
	<p>〔栄養改善サービスの提供の手順〕            ① 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。</p>	いる いない	準用(平12老企36第2-7(16)④)
	<p>② 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行っていますか。</p>	いる いない	
	<p>③ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。</p>	いる いない	
	<p>④ 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。</p> <p>※ 栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。</p>	いる いない	
	<p>⑤ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供していますか。</p>	いる いない	
	<p>⑥ 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。</p>	いる いない	
	<p>⑦ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。</p>	いる いない	
	<p>⑧ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行っていますか。</p>	いる いない	
	<p>⑨ ⑧の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。</p>	いる いない	
<p>⑩ ⑧の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。</p>	いる いない		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 8 栄養改善 加算	<p>※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。</p> <p>※ 介護予防通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。</p> <p>なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。</p>		令和3老認0319-3 第2-3(6)
9 口腔機能向上 加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数いずれかを所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</p>	いる いない 該当なし	令和3厚告72 別表2ト
以下、該当ある場 合に回答	<p>※ ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p>		平成24年度介護 報酬改定に関する Q&A（平成24年3 月16日）問131
(1) 口腔機能向上 加算（Ⅰ）	<p>① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していますか。</p> <p>② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。</p> <p>③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。</p> <p>④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。</p> <p>⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いない いる</p>	<p>平27厚告95 第132号 (第20号準用)</p>
	<p>⑦ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。</p> <p>ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p>	<p>いない いる</p>	<p>令和3老認0319-3 第2-3(5)（平12老 企36第2-7(18)準 用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 9 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算 (I)	〔口腔機能向上サービスの提供の手順〕 ① 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。	いない いる	
	② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。	いない いる	
	③ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	いない いる	
	④ 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。	いない いる	
	※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を介護予防通所介護相当サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。		
	※ 介護予防通所介護相当サービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施しますが、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導が必要と判断される場合は、主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導を受ける必要があります。		
	⑤ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。	いない いる	
	⑥ 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。	いない いる	
	⑦ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。	いない いる	
	⑧ ⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。	いない いる	
(2) 口腔機能向上加算 (II)	⑨ ⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。 ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 ※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号）」を参考にしてください。	いない いる	
	※ 介護予防通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。 なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。		
	⑩ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	いない いる	

令和3老認0319-3  
第2-3(7)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>※ サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</p>		
10 選択的サービス複数実施加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げるいずれかの単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(I) 480単位 (2) 選択的サービス複数実施加算(II) 700単位</p> <p>※ 運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上記の加算は算定しません。</p>	いる いない 該当なし	令和3厚告72 別表2チ
	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕</p> <p>ア 選択的サービス複数実施加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。</p> <p>(2) 利用者が介護予防通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。</p> <p>イ 選択的サービス複数実施加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。</p> <p>(2) 上記(2)及び(3)の基準に適合すること。</p>		平27厚告95 第133号 (第109号準用)
	<p>※ 当該加算の算定に当たっては以下の点に留意してください。</p> <p>ア 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。</p> <p>イ いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。</p> <p>ウ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせるに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。</p>		令和3老認0319-3 第2-3(8)
11 事業所評価加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間【本加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算の算定基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）】の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき120単位を加算していますか。</p> <p>※ 令和3年度に限り、令和2年1月～12月の実績については、従前の基準によります。</p>	いる いない 該当なし	令和3厚告72 別表2リ
	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕</p> <p>ア 定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス、（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。</p> <p>イ 評価対象期間における当該通所介護相当サービス事業所の利用実人員数が10人以上であること。</p> <p>ウ 評価対象期間における当該通所介護相当サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該通所介護相当サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。</p>		平27厚告95 第134号 (第110号準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数÷評価対象期間内に介護予防通所介護相当サービスを利用した者の数≥0.6</p> <p>エ 次に掲げる(2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。</p> <p>要支援状態区分の維持者数+改善者数×2÷評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数 ≥0.7</p> <p>(1) 評価対象期間において、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という。)を受けた者の数</p> <p>(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者(介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。)の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において、非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</p>		<p>令和3老認0319-3第2-3(9)(平18老計第2-6(11)①準用)</p> <p>令和3老認0319-3第2-3(9)(平18老計第2-6(11)②準用)</p>
<p>12 サービス提供体制強化加算</p> <p>以下、該当ある場合に回答</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対しサービスを行った場合は、次の区分に従い、1月につき次の所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(I)</p> <p>要支援1 88単位</p> <p>要支援2 176単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(II)</p> <p>要支援1 72単位</p> <p>要支援2 144単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(III)</p> <p>要支援1 24単位</p> <p>要支援2 48単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72別表2又</p>
<p>(1) サービス提供体制強化加算(I)</p>	<p>① 次のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>b 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告95第135号(第23号準用)</p>
	<p>② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告27第23号</p>
<p>(2) サービス提供体制強化加算(II)</p>	<p>① 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上となっていますか。</p> <p>② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	
<p>(3) サービス提供体制強化加算(III)</p>	<p>① 次のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>b 介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の</p>		<p>令和3老認0319-3第2-3(9)(平12老企36第2-7(24)準用、3(9)参照)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。</p> <p>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降、届出が可能となるものです。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とし ます。</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 具体的には、平成25年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成25年3 月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人 の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービス を利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができることとし ます。</p> <p>介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、 看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p> <p>※ 同一の事業所において介護予防通所介護相当サービスを一体的に行っている場 合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>		
<p>13 生活機能向 上連携加算</p> <p>以下、該当ある場 合に回答</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介 護予防通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等 の評価を行いかつ個別機能訓練計画を作成した場合、次に掲げるいずれかの単位数 を1月につき所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (3月に1回を限度) (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位</p> <p>※ 個別機能訓練加算 (介護予防通所介護相当サービスの場合は運動器機能向上加 算) を算定している場合、(1) は算定せず、(2) は100単位の加算とします。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72 別表2ル</p>
	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 次に掲げる基準のいずれにも適合。</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は リハビリテーションを実施している医療提供施設 (病院にあっては、許可病床数 が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所 が存在しないものに限る。以下、「リハビリテーションを実施している施設等」と いう。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師 (以下この(10)において「理 学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機 能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもの (以下「機能 訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価 及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。</p> <p>※ この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報 酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所 又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95 第15号の2イ(1) 準用(平12老企36 第2-7(10)イ)</p>
	<p>② 個別機能訓練計画の作成に当たっては、リハビリテーションを実施している施 設等の理学療法士等は、当該利用者のADL (寝返り、起き上がり、移乗、歩行、 着衣、入浴、排せつ等)及びIADL (調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況 等)に関する状況について、当該医療提供施設の場合において把握し、又は、指定 地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画 やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能 訓練指導員等に日常生活上の留意点、介護の工夫等の助言を行っていますか。</p> <p>※ ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等が ADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができる よう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整してください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平12老企36 第2-7(10)ロ)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) 13 生活機能向上連携加算  以下、該当ある場合に回答	<p>③ 個別機能訓練計画には利用者ごとに次の内容を記載していますか。</p> <p>ア 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定している</li> <li>・当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている</li> </ul> <p>イ実施時間</p> <p>ウ実施方法等</p> <p>※ 個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。</p> <p>④ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していますか。</p> <p>⑤ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下⑤において「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。</p> <p>※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更などは、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者等及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者等の意向を確認の上、適切に対応してください。</p> <p>⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能な状態になっていますか。</p> <p>⑦ 個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定していますか。</p> <p>※ ①の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>準用（平12老企36第2-7(10)ハ）</p> <p>平27厚労告95第15号の2イ(2) 準用（平12老企36第2-7(10)ニ）</p> <p>平27厚労告95第15号の2イ(3) 準用（平12老企36第2-7(10)ホ）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(10)ヘ）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(10)ト）</p> <p>平27厚労告95第15号の2ロ(1) 準用（平12老企36第2-7(10)②イ）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(10)②ハ）</p> <p>平27厚労告95第15号の2ロ(2) 準用（平12老企36第2-7(10)②ロ）</p>
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<p>⑧ リハビリテーションを実施している施設等の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。また、その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行っていますか。</p> <p>⑨ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)③、④、⑥を満たしていますか。</p> <p>⑩ 理学療法士等は、3月ごとに1回以上当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下⑤において「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。</p> <p>※ 当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更などは、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者等及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者等の意向を確認の上、適切に対応してください。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>準用（平12老企36第2-7(10)②イ）</p> <p>準用（平12老企36第2-7(10)②ハ）</p> <p>平27厚労告95第15号の2ロ(2) 準用（平12老企36第2-7(10)②ロ）</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
14 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合1回につき次に掲げる単位数いずれかを所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72別表2ヲ準用(平12厚告19注15)</p>
以下、該当ある場合に回答	<p>※ 当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。</p>		
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	<p>① 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第51号の6イ(1)</p>
	<p>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第51号の6イ(2) 平27厚労告95第19号の2イ(1)</p>
	<p>※ スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <p>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者</p>		<p>準用(平12老企36第2-7(17)③)</p>
	<p>③ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第19号の2イ(2)</p>
	<p>※ スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。</p> <p>ロ 栄養スクリーニング</p> <p>a BMIが18.5未満である者 b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者</p>		<p>準用(平12老企36第2-7(17)③) 令和3老認0319-33(11)(平12老企36第2-7(17)準用)</p>
	<p>④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当していませんか。</p> <p>(一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第19号の2イ(4)</p>
	<p>⑤ 定員超過・人員欠如に該当していませんか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告27第5の2</p>
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	<p>⑥ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第51号の6ロ(1)</p>
	<p>⑦ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚労告95第51号の6ロ(2)</p>
	<p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)①、⑤に掲げる基準に適合すること。 (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないと。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平27厚労告95第19号の2ロ(1)</p>



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(続) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)②～⑤に掲げる基準に適合すること。 (二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること	いる いない 該当なし	平 27 厚労告 95 第 19 号の 2 口(2)  令和 3 老認 0319-3 第 2-3(11) (平 12 老企 36 第 2-7(17) 準用)
	※ 口腔・栄養スクリーニングの算定に係るスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。		平 12 老企 36 第 2-7 (17) ①
	※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、一体的に実施すべきですが、大臣基準第 51 号の 6 口に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。		準用(平 12 老企 36 第 2-7 (17) ②)
	※ 算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づくスクリーニングを継続的に実施してください。		準用(平 12 老企 36 第 2-7 (17) ④)
	※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		準用(平 12 老企 36 第 2-7 (17) ⑤)
	【留意事項】 ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意していますか。	いる いない 該当なし	準用(平 12 老企 36 第 2-7(16)注 15)
15 科学的介護推進体制加算  以下、該当ある場合に回答	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	令和3厚告72別表2ワ
	① 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況そのほかの利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していますか。	いる いない	
	② 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。	いる いない	
	※ 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに①、②に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。		令和3老認0319-3第2-3(12)
	※ LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。  ※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan・計画)。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do・実行)。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check・評価)。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action・改善)。		(平 12 老企 36 第 2-7(19)準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。</p>		
<p>16 介護職員処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下の他の加算は算定できません。</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の59/1000 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の43/1000 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の23/1000</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>ア～オについては（Ⅰ）～（Ⅲ）全共通</p> <p>ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。 イ 介護職員処遇改善計画書（キャリアパス要件等の記載については区分による）を作成したうえで全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。（計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない）。） ウ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 エ 介護職員処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。 オ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅰ〕 「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用（賃金に関するものを含む。）等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅱ〕 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。 A…資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 B…資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅲ〕 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定するA～Cのいずれかに該当する仕組みを設けかつその内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>A…<u>経験に応じて昇給する仕組み</u> 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>B…<u>資格等に応じて昇給する仕組み</u> 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであること。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72 別表2カ</p> <p>令和3老認0319-3 第2-3(13)</p> <p>平27厚告95 第136号(第48号 準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>C…一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。 ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>〔職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>&lt;各加算の算定要件&gt; 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす。 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす。 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかと職場環境等要件を全て満たす。</p>		
17 介護職員等 特定処遇改 善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000に相当する単位数 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の10/1000に相当する単位数</p>	いる いない 該当なし	令和3 厚告 72 別表 2ヨ
	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）全共通</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算の届出をしている。 イ 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。 ウ 職員のグループ分け、賃金改善額の配分方法の設定ができています。 エ 介護職員等特定処遇改善計画書を作成したうえで届出に係る計画の期間中に実施する職場環境等要件を含め、全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。（計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない。） オ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 カ 介護職員特定処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。 キ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 ク 処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している。</p> <p>② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）のみ ク サービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか（介護福祉士の配置等）を届出している。</p> <p>※ 職員のグループ分けについて 1 グループ a～c に区分 a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって勤続年数10年以上の職員が基本。（他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する。） b aを除く介護職員 c 介護職員以外の職員</p>		令和3 老認 0319-3 第2-3(14)  平 27 厚告 95 第 137 号 (第 48 号 の 2 準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>2 配分について次の条件を満たしている</p> <p>(1) グループaのうち1人以上は賃金改善額が月額平均8万円以上または年額440万円以上である（現に年額440万円以上の者がいる場合はこの限りでない）</p> <p>(2) グループaはグループbより高い</p> <p>(3) グループbはグループcの2倍以上</p> <p>(4) グループcの賃金改善額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前がすでに440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象にならない）。</p> <p>〔職場環境等要件〕 「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。</p>		
18 介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定している。 イ 加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。 ウ 介護職員等ベースアップ等支援計画書（介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって支払われる手当に充てること）を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出をしている。（計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない）。） エ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 オ 介護職員等ベースアップ等支援加算に関する実績報告書を市に提出している。 カ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令和3厚告72 別表2々</p> <p>令和3老認0319-3 第2-3(15)</p> <p>平27厚告95 第136号（第48号 の3準用）</p>
<b>第10 その他</b>			
1 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。</p> <p>〔健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目〕</p> <p>※（平成13年3月28日 運営基準等に係るQ&amp;Aから） 通所介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。</p> <p>しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p>	<p>いない いる 該当なし</p>	
2 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>法第115条の35 第1項</p>

